

## 社会基盤 ME 養成講座（愛媛大学 履修証明プログラム）の厚生労働省助成金申請

- 以下の認定により、本講座は平成31年度講座から助成金の申請が可能となった。

文部科学省「職業実践力育成プログラム（BP）」の認定済み ⇒ 平成29年4月以降の課程  
 厚生労働省「専門実践教育訓練」の認定済み ⇒ 平成31年4月1日付で指定

- 該当の助成制度とコース

- ①人材開発支援助成金 人材育成支援コース 人材育成訓練；受講料を会社から支払う場合
- ②教育訓練給付制度 専門実践教育訓練給付金；受講料を個人で支払う場合

※それぞれの対象者に応じて、①か②を選択する。

「雇用保険の被保険者」の場合は、①が申請するコース。

- ①人材開発支援助成金 人材育成支援コース 人材育成訓練

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

パンフレットURL：<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001087575.pdf>

### Ⅲ-1 助成額・助成率

コースごとの助成額・助成率は次の表のとおりです。（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練		経費助成		貸金助成 (1人1時間当たり)		OJT実施助成 (1人1コース当たり)	
		貸金要件又は資格等手当要件を満たす場合 <sup>※1</sup>	貸金要件又は資格等手当要件を満たす場合 <sup>※1</sup>	貸金要件又は資格等手当要件を満たす場合 <sup>※1</sup>	貸金要件又は資格等手当要件を満たす場合 <sup>※1</sup>	貸金要件又は資格等手当要件を満たす場合 <sup>※1</sup>	貸金要件又は資格等手当要件を満たす場合 <sup>※1</sup>
人材育成訓練	雇用保険被保険者（有期契約労働者等を除く。）の場合	45% (30%)	+15% (+15%)	760円 (380円)	+200円 (+100円)	—	—
	有期契約労働者等の場合	60%	+15%			—	—
	有期契約労働者等を正規雇用労働者等へ転換した場合 <sup>※2</sup>	70%	+30%			—	—
認定実習併用職業訓練		45% (30%)	+15% (+15%)			20万円 (11万円)	+5万円 (+3万円)
有期実習型訓練	有期契約労働者等の場合	60%	+15%			10万円 (9万円)	+3万円 (+3万円)
	有期契約労働者等を正規雇用労働者等へ転換した場合 <sup>※2</sup>	70%	+30%				

※1 貸金要件又は資格等手当要件を満たす場合とは

全ての対象労働者に対して、要件を満たす貸金または資格等手当を支払った日の翌日から起算して5か月以内に割増し分の支給申請をした場合に、当該割増し分を追加で支給します。

→ 詳細はP.30へ

※2 正規雇用労働者等への転換とは、①有期契約労働者等について、正規雇用労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員または短時間正社員への転換措置 ②有期契約労働者の無期契約労働者への転換措置のうちいずれかの措置を講じた場合をいいます。

※ 同一の事由（同一の訓練受講、経費、貸金等）に係る助成制度を複数利用する場合、併給できない場合があります。詳細はそれぞれの助成制度を所管する都道府県労働局・自治体・団体などにお問い合わせください。

※ 事業主団体等の場合は経費助成（45%（雇用保険被保険者（有期契約労働者等を除く。）の場合）または60%（有期契約労働者等の場合））のみとなり、貸金要件又は資格等手当要件や貸金助成はありません。また、受講料収入がある場合は経費から差し引いた額を助成対象経費とします。

※ eラーニングによる訓練等、通信制による訓練等及び育児休業中の者に対する訓練等は経費助成のみです。

②教育訓練給付制度 専門実践教育訓練給付金

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)

パンフレットURL : <https://www.mhlw.go.jp/content/001066317.pdf>

<支給額>

専門実践教育訓練を受給している間と、修了した場合、下欄の額をハローワークから支給します。

	専門実践教育訓練 の受講中	専門実践教育訓練 の修了後
支給額 (受講者が支払った教育 訓練経費*4 ×右欄の割 合)	<p style="text-align: center;"><b>50%</b></p> <p style="text-align: center;">〔ただし、4千円を超える場合。〕 120万円を超える場合:120万円〕</p>	<p style="text-align: center;"><b>70%</b></p> <p style="text-align: center;">〔ただし、4千円を超える場合。〕 168万円を超える場合:168万円 すでに支給した左欄の額との差 額が追加支給されます。〕</p>

- ※ 専門実践教育訓練の受講中に支給される給付金の上限額120万円は訓練期間が3年間の専門実践教育訓練を受講した場合の上限額です。訓練期間が1年の場合40万円、2年の場合80万円の上限額となります。  
また、専門実践教育訓練の修了後に支給される給付金の168万円についても、訓練期間が3年の専門実践教育訓練を受講した場合の上限額となります。訓練期間が1年の場合56万円、2年の場合は112万円の上限額となります。
- ※ 平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の支給額は、教育訓練経費の40%（資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合、60%）となります。  
また、支給の上限額は、年間32万円（資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合、年間48万円）となります。
- ※ 10年の間に複数回専門実践教育訓練を受講する場合は、最初に専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給した専門実践教育訓練の受講開始日（平成29年12月31日以前の受講開始日を含む。）を起点として、10年を経過するまでの間に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練給付金の合計額は、168万円が限度となります。
- ※ 法令上最短4年の専門実践教育訓練（専門職大学等、管理栄養士の養成課程）を受講している方については、3年目受講終了時に、専門実践教育訓練給付の10年間における支給上限額168万円（40万円+16万円）×3に4年目受講相当分として上限56万円（40万円+16万円）を上乗せされます。  
ただし、既に専門実践教育訓練を受講したことがある方（法令上最短4年の専門実践教育訓練の受講開始日前10年以内の期間に、別の専門実践教育訓練を受講したことがある方）又は、法令上最短4年の専門実践教育訓練の3年目の受講が終了した際に、3年目の後期の賃金に基づき算出する賃金日額が、基本手当の賃金日額の50%（3年目の後期の支給単位期間の末日において60歳から64歳の者については45%）屈折点における額以上である方（高収入の在職者）については、給付上限上乗せの対象外となります。

■ 申請手続きの詳細について

問合せ先：愛媛労働局助成金センター 担当（清水さん）089-987-6370

■ 手続きの流れ

「人材開発支援助成金 人材育成支援コース 人材育成訓練」の場合、申請手続きの流れは次ページのフロー図の通り。

※訓練開始日から起算して 1 か月前までに必要書類の提出が必須。

## IV-1 手続きの流れ

